

現状の日本の税制と美術館等への寄附・寄贈に際しての課題点



公認会計士・税理士 山内 真理

株式会社THNKアドバイザリー代表取締役、公認会計士山内真理事務所代表。一橋大学経済学部卒業後、監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）を経て現職。2011年より一貫してアート、カルチャー、エンタメ、クリエイティブ領域を中心に文化的産業の担い手となる事業者の会計税務支援、経営支援に組織的に取り組む。美術領域ではこれまで美術館・博物館、コマーシャルギャラリー、アーティスト、企画・制作会社、美術コレクター、アート関連スタートアップ、芸術祭、助成団体、アート系NPOなどを含む多種多様なプレイヤーの会計・税務、ガバナンス・経営のサポートを行う。文化庁では企画審査委員の他、文化審議会文化経済部会基盤・制度ワーキンググループ専門委員を経て、現在は文化経済部会臨時委員。一般財団法人さいとう・たかを劇画文化財団 評議員、GMOペパボ株式会社 社外取締役、LocationMind株式会社 社外監査役ほか。自治体及びその外郭団体、各地の文化施設、美術系大学等での講演歴多数。

寄附者・寄贈者は寄附・寄贈の経済的影響を知りたがっている。



・個人が寄附・寄贈を検討する際にも、生きがいや自己実現欲求などの質的な面での動機だけではなく、**経済メリットの内容を考慮することは多い。**

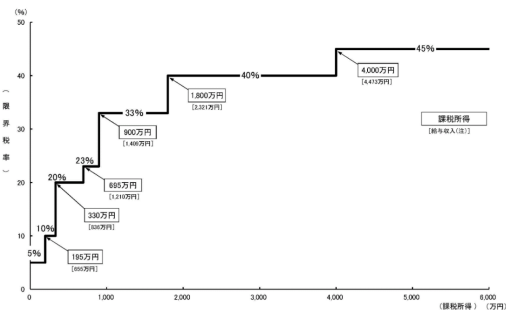
・法人が寄附・寄贈を検討する際には、寄附・寄贈の**経済性**をより強く意識する（資金提供の場合、寄附以外の選択肢として協賛も意識される。）

→・寄附・寄贈者側はその経済的影響を知りたがっているのに、**有用な情報**を得づらい状況にあるのはなぜか？

寄附・寄贈を巡る税制が複雑なため、十分に理解されていない 1/2

1, 寄附者（寄贈者）の立場によって異なる種類の税法が適用される。

所得税の税率構造



財務省HPより

- ・ 個人による寄附・寄贈 → 所得税
（ 相続が絡む場合 → 相続税）
- ・ 法人による寄附・寄贈 → 法人税

2, 所得税は**超過累進課税**のため、寄附者（寄贈者）の寄附（寄贈）年の所得水準によって節税額は異なる。また、相続税も**超過累進課税**のため、財産水準によって節税額は異なる。

寄附・寄贈を巡る税制が複雑なため、十分に理解されていない 2/2

○ 美術館・博物館の母体の例

- ・ 公益財団法人（自治体の外郭団体、企業系財団）
- ・ 一般財団法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 地方自治体
- ・ 株式会社等の営利法人

3, 美術館の運営母体は様々。美術館の母体となる法人の種類によって寄附者側の寄付金控除・損金算入の有無や金額幅が異なり、所得税軽減、相続税軽減、法人税軽減の余地に違いがある。

4, 個人の現物の寄贈は**みなし譲渡課税**によりその実行に障壁があり、特定の法人への寄贈のみ所定の手続を経ること等により非課税とできる余地があるが手続は複雑で、そもそも非課税の特例制度の認知度も低い。

- 基本的に美術館側は寄附者・寄贈者の所得状況・財産状況を知り得ない立場。
- ・ 寄附者・寄贈者側は寄付先の法人の種類をあまり意識してはならず、非課税の特例や、寄付金控除などの経済インパクトを予め想像することが難しい。
- ・ 税理士もこの分野に明るい人材が少ないことから、活用可能な制度に関する情報提供や税額のシュミレーションを行う際にも障壁に。・・・寄附・寄贈先⇔納税者⇔税理士の連携不足の問題。

法人が美術館等に寄付・寄贈を行う経済メリットは限定されている。

○ 美術館・博物館の母体の例

- ・ 公益財団法人（自治体の外郭団体、企業系財団）
- ・ 一般財団法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 地方自治体
- ・ 株式会社等の営利法人

- ・ 法人が国・自治体へ行う現物の寄贈 → **100%損金算入**
- ・ 法人が公益財団法人、独立行政法人へ行う寄付・寄贈
：一部損金算入は可能だが、枠は限定的。
- ・ 法人が一般財団法人、営利法人へ行う寄付・寄贈
：一部損金算入は可能だが、枠はさらに限定的。

→ ・ 寄附・寄贈で損金算入できる金額は通常法人にとって僅少であるため「協賛」や「企業版ふるさと納税」といった他の支援手段と比較した際には相対的に経済メリットが乏しくインセンティブに繋がりにくい。

個人が美術館等に現物の寄贈を行う際にはハードルも存在 1/2

○ 美術館・博物館の母体の例

- ・ 公益財団法人（自治体の外郭団体、企業系財団）
- ・ 一般財団法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 地方自治体
- ・ 株式会社等の営利法人

・ 個人が自治体に現物を寄贈する。

- ① 所得税非課税で寄贈できる。 ○
- ② 一定の枠内で寄付金控除が適用できる。 ○

・ 個人が株式会社等の営利法人に現物を寄贈する。

- ① 時価で売却したのと同様の所得税が課税される。
（みなし譲渡課税は盲点になりがち） ×
- ② 寄付金控除が適用されない。 ×

個人が美術館等に現物の寄贈を行う際にはハードルも存在 2/2

○ 美術館・博物館の母体の例

- ・ 公益財団法人（自治体の外郭団体、企業系財団）
- ・ 一般財団法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 地方自治体
- ・ 株式会社等の営利法人

・ 個人が公益財団法人、独立行政法人に現物を寄贈する。

- ①非課税承認の制度の活用余地あり △
- ②一定の枠内で寄付金控除が適用できる。 ○

- ・ 公益目的事業を行わない法人への寄贈では措置法の適用による所得税の非課税の余地はなく、寄贈先では現物が実際に公益目的事業に活用される必要がある。
- ・ 承認申請の手続には期限があり、相続財産から寄贈する場合には相続税申告期限に行為の実行が必要。予め相当に時間的余裕をもって寄贈先との擦り合わせを済ませておくことが前提になる。
- ・ 寄付金控除は時価ベースでなく取得費ベースで算出するため、取得費情報等の管理も障壁に。

まとめ



- ・ 税制の内容が十分に認知され、活用されていない。
- ・ 納税者・税理士・美術館等の連携の不足。
- ・ 寄付・寄贈を検討する法人の経済メリットの少なさ。
- ・ 現物の寄贈では非課税承認の制度等の利活用促進にも課題。

現状の日本の税制と美術館等への寄附・寄贈に際しての課題点



ご清聴ありがとうございました。

公認会計士・税理士 山内 真理

<https://yamauchicpa.jp/>
info@yamauchicpa.jp